

宮城県子ども安全安心対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、障害児通所支援事業所（仙台市内に所在する障害児通所支援事業所を除く。）において、送迎用バスへの安全装置等の設置、ICTを活用した子ども見守りサービス等の機器の導入、登降園管理システムに係る経費の補助を行うことで、子どもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、子どもを預けている保護者の不安解消を図ることを目的に、事業所の事業者に対し、宮城県子ども安全安心対策事業補助金（以下「補助金」という。）を、予算の範囲内において交付するものとし、その交付等に関しては、令和5年度（令和4年度からの繰越分）障害者総合支援事業費補助金（子ども安全安心対策事業分）交付要綱（令和5年8月17日こども家庭庁発こ支障第58号こども家庭庁長官通知別紙）、子ども安全安心対策事業実施要綱（令和5年5月18日こ支障第7号こども家庭庁支援局長通知別紙）及び補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において「障害児通所支援事業所」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童発達支援、放課後等デイサービスを提供する事業所をいう。

(補助対象等)

第3 補助金の交付対象となる事業、対象事業所、対象経費及び補助額等は、令和5年度（令和4年度からの繰越分）障害者総合支援事業費補助金（子ども安全安心対策事業分）交付要綱（令和5年8月17日こども家庭庁発こ支障第58号こども家庭庁長官通知別紙）第3条各号に掲げる事業とし、その内容は別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4 規則第3条の規定による補助金交付申請書の様式は別記様式第1によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日までとする。

2 規則第3条の規定により交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 子ども安全安心対策事業総括表（別紙1-1）
- (2) 事業計画書（別紙1-2、1-3）
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 規則第3条第3項の規定により知事が添付を省略させることができる書類は、同条第2項第2号及び第3号に掲げる書類とする。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (2) 県税に未納がある者

5 第1項の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭

和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定及び額の確定)

- 第5 知事は、第4の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、内容が適当であると認めるときは補助金の交付を決定し、その旨を通知するものとする。
- 2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができる。
- 3 交付決定は、規則第13条に規定する額の確定を兼ねるものとする。

(交付の条件)

第6 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合は、変更の理由が生じた後速やかに、別記様式第2により申請し知事の承認を受けなければならない。ただし、当該変更が補助金の額に変更を来すことのない変更であるときは、この限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第3により申請し知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、その事実が判明した後速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、別記様式第4により、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- (8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する

年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(実績報告)

第7 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第5によるものとし、その提出期限は、同条第2項の規定により、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認の日から1月を経過した日又は令和6年3月6日のいずれか早い日とする。

2 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 子ども安全安心対策事業実績総括表(別紙2-1)
- (2) 事業実績内訳表(別紙2-2、2-3)
- (3) その他知事が必要と認める書類

(完了した事業に係る交付申請及び実績報告)

第8 第4から第7までの規定にかかわらず、交付申請の時点で既に完了した事業について交付申請する場合は、規則第3条及び第12条の規定により、補助金交付申請書兼実績報告書を提出するものとし、その様式は、別記様式第6によるものとする。なお、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 前項の補助金交付申請書兼実績報告書に添付しなければならない書類は、第7第2項に掲げる書類とする。

3 前2項の場合において、規則第5条の規定により付する条件は、第6(4)から(8)までに掲げる条件とする。

(補助金の交付方法)

第9 本補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとし、原則として精算払とする。ただし、知事は、事業の遂行上必要があると認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付できるものとする。

(補助金の取消し)

第10 規則第16条第1項の規定により、補助金の交付決定を受けた者が補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この規則又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定後においても適用することがある。

(補助金の返還)

第 1 1 補助金の交付を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、規則第 1 7 条第 1 項の規定により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(書類の提出部数)

第 1 2 この要綱により知事に提出する部数は各 1 部とする。

(その他)

第 1 3 この要綱に定めるもののほか、交付に必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 3 月 1 7 日から施行し、令和 4 年 9 月 5 日以降の補助事業に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 9 月 5 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日以降の補助事業に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表（要綱第3関係）

補助事業名	補助対象経費等	対象事業所	補助金の額
①送迎用バスの改修支援事業	<p><対象車両> 送迎のために運行する自動車（2列シート以下の自動車、常時2列目までしか使用しない自動車を除く。）</p> <p><補助対象経費> 送迎用バスの改修支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用</p> <p>※ 事故防止安全管理装置は、令和4年12月20日に国土交通省が策定した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に定める性能基準を満たしている必要がある。また、対象車両1台につき当該装置1台を設置することとし、対象車両の台数を超えて装置を導入する場合は本事業の対象外とする。</p>	児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所	定額補助とし、当該装置1台当たり17万5千円を上限とする。
②ICTを活用した子どもの見守り支援事業	<p><補助対象経費> ICTを活用した子どもの見守り支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用</p>	児童発達支援センター、児童発達支援事業所	補助対象経費の4/5以内の額とし、16万円を上限とする。
③登降園管理システム支援事業	<p><補助対象経費> 登降園管理システム導入支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用</p>	児童発達支援センター、児童発達支援事業所	補助対象経費の4/5以内の額とし、端末購入を行わない場合は1事業所あたり16万円、端末購入を行う場合は1事業所あたり56万円を上限とする。